

令和4年度

財政的援助団体等監査の
結果に関する報告書

令和5年3月

島根県監査委員

監 第 1 2 9 号
令和5年3月1日

島 根 県 議 会 議 長
島 根 県 知 事 様
島根県教育委員会教育長

島根県監査委員 白 石 恵 子
島根県監査委員 加 藤 勇
島根県監査委員 山 口 和 志
島根県監査委員 三 島 明

令和4年度に実施した財政的援助団体等監査の結果に関する報告に
ついて

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政的援助団体等監査を実施し、同
条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出
します。

なお、意見に対する措置については速やかに対応され、同条第14項の規定によ
る措置状況の通知については、令和5年9月14日（木）までに行ってください。

目 次

第 1	監査の概要	1
1	財政的援助団体等監査の趣旨	1
2	監査対象団体及び実施団体	1
3	監査の実施方法等	4
第 2	監査の結果	6
I	監査結果（総括）	6
1	改善等を要する事項	6
2	意見	8
II	監査結果（個別）	11
1	（一社）島根県私学教育振興会	11
2	（公財）しまね海洋館	12
3	（公社）島根県トラック協会	13
4	一畑電車沿線地域対策協議会	14
5	（公財）しまね文化振興財団	16
6	（公財）しまね自然と環境財団	19
7	（公財）島根県障害者スポーツ協会	21
8	島根県歯科技術専門学校	23
9	（一社）しまね縁結びサポートセンター	25
10	（公財）しまね農業振興公社	27
11	（公財）島根県みどりの担い手育成基金	31
12	（一財）くにびきメッセ	32
13	（公社）島根県観光連盟	33
14	石見観光振興協議会	35
15	（独）日本貿易振興機構島根貿易情報センター	36

16	浜田港振興会	37
17	(公財)しまね産業振興財団	38
18	東出雲町商工会	41
19	奥出雲町商工会	42
20	桜江町商工会	43
21	石央商工会	44
22	吉賀町商工会	45
23	(一財)島根県建築住宅センター	46

第 1 監査の概要

1 財政的援助団体等監査の趣旨

令和 4 年度の財政的援助団体等監査は、地方自治法第 199 条第 7 項^(注 1)の規定に基づき、島根県監査基準に準拠し、県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体、資本金、基本金等を出資している団体、債務保証等をしている団体及び公の施設^(注 2)の管理を行わせている団体並びに財政的援助等を行っている所管課を対象とし、県による財政的援助等の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等の観点から監査を実施した。

(注 1) 地方自治法第 199 条第 7 項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

(注 2) 公の施設

住民の福祉を増進させることを目的として、その利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設（学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等）。

2 監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は次のとおりである。

ア 財政的援助団体

- ① 県単独の制度により 1 千万円以上の補助金、交付金、負担金又は利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付した団体及び 1 千万円未満の補助金等を交付した団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体
- ② 県が貸付け又は損失補償をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

ウ 債務保証、信託に係る団体

県が債務保証又は信託（不動産の信託に限る。）をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

エ 公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせている団体

(2) 監査対象団体の概要

監査対象団体の令和3年度末の状況は、次表のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設の 指定管理
		補助金等	貸付金	損失補償			
一般社団法人	6	6					
公益社団法人	4	3	1	1	2		
一般財団法人	2	1			1		1
公益財団法人	17	6	3	3	14		7
地方独立行政法人	1	1					
社会福祉法人	2	2					
商工会議所・商工会	29	29					
株式会社	11		1		3		7
その他	23	17	1	1	2	1	4
合計 ^(注3)	95	65	6	5	22	1	19

(注3) 1つの団体について補助金等、貸付金、出資等が重複している場合があるため、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

令和4年度は、上記監査対象団体の中から過去の監査実施状況等を考慮し、次の23団体を選定し監査を実施した。

	監査実施団体名	所管課	監査対象とした 財政的援助等の内容
1	(一社) 島根県私学教育振興会	総務課	補助金等
2	(公財) しまね海洋館	しまね暮らし推進課	出資・指定管理
3	(公社) 島根県トラック協会	交通対策課	補助金等
4	一畑電車沿線地域対策協議会	交通対策課	補助金等
5	(公財) しまね文化振興財団	文化国際課	出資・指定管理
		文化財課	指定管理
6	(公財) しまね自然と環境財団	自然環境課	出資・指定管理
		環境政策課	補助金等
7	(公財) 島根県障害者スポーツ協会	スポーツ振興課	出資
8	島根県歯科技術専門学校	医療政策課	補助金等
9	(一社) しまね縁結びサポートセンター	子ども・子育て支援課	補助金等
10	(公財) しまね農業振興公社	農業経営課	補助金等・貸付金 ・損失補償
		農地整備課	補助金等・貸付金
11	(公財) 島根県みどりの担い手育成基金	林業課	出資
12	(一財) くにびきメッセ	商工政策課	補助金等・出資・ 指定管理
13	(公社) 島根県観光連盟	観光振興課	補助金等
14	石見観光振興協議会	観光振興課	補助金等
15	(独) 日本貿易振興機構島根貿易情報 センター	しまねブランド推進課	補助金等
16	浜田港振興会	しまねブランド推進課	補助金等
17	(公財) しまね産業振興財団	産業振興課	補助金等・出資・ 指定管理
		中小企業課	貸付金・損失補償
		雇用政策課	補助金等
		しまねブランド推進課	補助金等
18	東出雲町商工会	中小企業課	補助金等
19	奥出雲町商工会	中小企業課	補助金等
20	桜江町商工会	中小企業課	補助金等
21	石中央商工会	中小企業課	補助金等
22	吉賀町商工会	中小企業課	補助金等
23	(一財) 島根県建築住宅センター	建築住宅課	補助金等

3 監査の実施方法等

(1) 実施方法

監査実施団体については原則として実地監査を行い、監査実施団体の所管課及び監査実施団体の一部については書面監査により行った。

(2) 対象年度

監査は原則として令和3年度を対象とし、必要に応じ令和4年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、補助金等、貸付金又は損失補償の財政的援助を与えている団体については、それら財政的援助に関連する範囲とし、出資している団体については、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、公の施設の管理を行わせている団体については、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

(4) 監査の視点

監査は、補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

(5) 監査実施年月日

監査実施団体名	監査実施年月日
(一社) 島根県私学教育振興会	令和4年11月 1日
(公財) しまね海洋館	令和4年10月26日
(公社) 島根県トラック協会	令和4年11月 1日
一畑電車沿線地域対策協議会	令和4年10月27日
(公財) しまね文化振興財団	令和4年11月 2日 令和4年11月 7日
(公財) しまね自然と環境財団	令和4年10月26日
(公財) 島根県障害者スポーツ協会	令和4年11月10日
島根県歯科技術専門学校	令和4年11月 2日
(一社) しまね縁結びサポートセンター	令和4年11月 1日
(公財) しまね農業振興公社	令和4年11月10日
(公財) 島根県みどりの担い手育成基金	令和4年11月10日
(一財) くにびきメッセ	令和4年10月24日
(公社) 島根県観光連盟	令和4年10月27日
石見観光振興協議会	令和4年11月 7日
(独) 日本貿易振興機構島根貿易情報センター	令和4年10月24日
浜田港振興会	令和4年11月 7日
(公財) しまね産業振興財団	令和4年10月27日
(一財) 島根県建築住宅センター	令和4年10月24日

所管課及び上記以外の監査実施団体については、事前に職員により実施した実地調査に基づき、書面監査を実施した。

(6) 監査の執行者

監査の執行者は次のとおりである。

監査委員 白石 恵子
監査委員 加藤 勇
監査委員 山口 和志
監査委員 三島 明

なお、地方自治法第199条の2の規定により、加藤勇監査委員は東出雲町商工会について監査を行っていない。

第2 監査の結果

I 監査結果（総括）

各監査実施団体別の監査結果は、II 監査結果（個別）に掲げるとおりであり、是正又は改善を要するものとして指摘する事項が2件あったほかは、おおむね適正に処理されているものと認められた。

また、監査全般を通じた意見は3件ある。

なお、指摘事項及び意見については、II 監査結果（個別）に掲げた意見を含め県報登載により公表する。

1 改善等を要する事項

(1) 指摘事項^(注4)（団体・所管課）

是正又は改善を要するものとして指摘する事項は、次のとおりである。

① 指定管理施設の利用料金の設定が適当でないもの

【（公財）しまね文化振興財団】

島根県芸術文化センター（グラントワ）の利用料金の設定にあたり、料金の算出処理に誤りがあり、条例で定める範囲を超えた料金設定を行っているものがあった。

② 指定管理施設の利用料金の設定に係る承認手続きが適当でないもの

【文化国際課】

島根県芸術文化センターの利用料金の設定にあたり、団体から提出された利用料金の確認が不十分であり、条例で定める範囲を超えて設定された料金設定を承認していた。

(2) 指導事項^(注5)（団体）

該当なし

(3) 指示事項^(注6)（所管課）

該当なし

(注 4) 指摘事項

速やかに是正又は改善を要する事項で、公表することが相当と認められるもの

(注 5) 指導事項

指摘事項には至らないが、該当の団体に対して文書によって指導し、是正を求めることが適当なもの

(注 6) 指示事項

指摘事項には至らないが、該当の所管課に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

2 意見

監査全般を通じた意見は、次のとおりである。

(1) 指定管理者制度導入施設

平成16年度から始まった指定管理者制度は、令和4年4月1日現在で26施設に導入されており、そのうち利用料金制^{*1}を採用している施設が10施設となっている。

今回監査を行った指定管理者制度導入施設は、下表の8施設である。

	施設名	利用料金制
1	島根県立しまね海洋館	○
2	島根県立島根県民会館	○
3	島根県芸術文化センター（島根県立石見美術館）	
4	島根県芸術文化センター（島根県立いわみ芸術劇場）	○
5	島根県立八雲立つ風土記の丘	
6	島根県立三瓶自然館及びその附属施設	○
7	島根県立産業交流会館	○
8	島根県立産業高度化支援センター	

*1 利用料金制

公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる制度で、指定管理者の経営努力が発揮しやすくなるとともに、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化が図られるもの。

ア 施設・設備等の老朽化への対応

【該当所管課、人事課、財政課、管財課】

今回監査を行った指定管理者制度導入施設の中には、開館から長年が経過し、施設・設備の大規模修繕や更新等が必要な時期となっているものがあった。

現在、県が所有する施設については、定期点検や劣化度調査の結果に基づき施設ごとに作成された「第2次維持保全計画（令和2～6年度）」に沿って計画的に修繕工事等が行われることになっているが、指定管理者からは、「貸館やイベント開催など数年先の計画を立てて事業運営する必要があり、修繕工事等の内容や時期によってはその運営に影響を与える可能性があることから、工事の規模や期間等を早期に示してほしい」との意見が聞かれた。

については、指定管理者制度導入施設の大規模修繕等にあたっては、引き続き指定管理者と十分な協議・調整を行うとともに、工事の内容等が施設運営

に与える影響を考慮し、令和7年度以降の修繕工事等についても早期に見通しを示すなど、十分に配慮されたい。

イ 著しい物価変動への対応

【該当所管課、人事課、財政課】

指定管理業務に関するリスク分担については、基本協定書の「リスク分担表」で定められており、物価変動に伴う経費の増については、指定管理者が負担することとされている。

今回監査を行った施設の指定管理者からは、「昨今の急激なエネルギー価格の高騰や最低賃金の大幅な引き上げなどは許容できる範囲を超えており、このままでは利用者サービスの低下や安定的な施設運営が困難になることが懸念される」との意見が聞かれた。

エネルギー価格の高騰については、その影響額を調査し、光熱費の高騰分を指定管理料に反映させるといった対応がとられるようであるが、最低賃金の大幅な引き上げによる人件費や委託経費の増加など、社会情勢の変化による物価変動が施設運営に与える影響は引き続き懸念される場所である。

については、著しい物価変動により施設運営に支障が生じないように、指定管理者との十分な協議を行い、適切に対応されたい。

(2) 観光情報の発信と公の施設の利活用

【(公社)島根県観光連盟、石見観光振興協議会、(公財)しまね海洋館、(公財)しまね文化振興財団、(公財)しまね自然と環境財団、該当所管課】

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中において、島根県観光連盟や石見観光振興協議会では、WEBメディアを活用した情報発信の強化や教育旅行等新たな市場の開拓など、コロナ禍を機に変化した観光に対応するための取組が行われていた。

また、公の施設においては、利用者が安心して施設を利用できるよう、コロナの感染予防対策に取り組んでいたほか、施設改修や新たな企画展の開催等により魅力を向上させ、落ち込んだ需要の回復・拡大を図る努力を続けていた。

こうした各団体の努力や、行政が実施する観光需要喚起策等もあり、令和4年度においては、一定程度、需要の回復が見られる一方で、移動制限の解除を受け、令和3年度に多くあった県内の学校の修学旅行先としての需要は

減ってきているという意見も聞かれた。

県民にとって、県内のこれまで行ったことのない地域や施設を訪れたことは、各地域の魅力を再認識する良い機会となっていたことから、高まった県内旅行の流れを継続させることも重要である。

そのためには、対象とする年齢層などターゲットに応じた情報発信を行うとともに、県内など比較的近い地域から繰り返し訪れるような仕掛けづくりや、遠足や総合学習等子どもたちの学びの場としての活用も求められる。

については、（公社）島根県観光連盟、石見観光振興協議会及び該当所管課においては、出雲・石見・隠岐間の旅行や交流を促すような取組を念頭に、効果的な情報発信に取り組まれない。

また、指定管理者及び該当所管課においては、各施設の特徴を活かし多くの県民が繰り返し訪れたいと思えるような施設となるよう、引き続き取り組まれない。

II 監査結果（個別）

1	団体名	(一社) 島根県私学教育振興会	所管課	総務課
---	-----	-----------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和39年12月7日

(2) 設立目的

島根県における私立学校教育の振興を図り、もって教育文化の発展昂揚に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県私学教育振興会退職金資金給付事業補助金

① 内容

私立学校教職員の福祉の増進を図り、教職員の定着確保を期するため、振興会が行う退職金資金給付事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 42,145千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

2	団体名	(公財) しまね海洋館	所管課	しまね暮らし推進課
---	-----	-------------	-----	-----------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成9年4月30日

(2) 設立目的

島根県知事から指定管理者の指定を受けて、島根県が設置する「島根県立しまね海洋館」の管理運営を通じ、多くの人々が日本海の自然や生態とふれあい、楽しく過ごす場を創造し、賑わいの創出や新たな民間活動の誘発により地域の活性化に寄与するとともに、水族の保護、保全を含めた海洋自然の大切さについての普及啓発に努めていく。

(3) 県の出資状況

出資金額 100,000千円 (県出資比率：100%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

水族の収集・飼育・展示及び保護・保全の研究に関する事業並びに水族に関する調査研究及び知識の普及啓発に関する事業を実施している。

(2) 公の施設の指定管理

ア しまね海洋館（アクアス）（所在地 浜田市、江津市）

① 指定管理業務の内容

- ・しまね海洋館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・水生生物を中心とした収集、飼育及び展示並びに調査研究に関する業務
- ・水生生物に関する学習機会の提供及び知識の普及啓発に関する業務
- ・しまね海洋館の利用の促進に関する業務

② 指定期間 平成27年度～令和4年度

③ 指定管理料 280,772千円 (令和3年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

3	団体名	(公社) 島根県トラック協会	所管課	交通対策課
---	-----	----------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和31年1月23日

(2) 設立目的

貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって事業の健全な発達を促進し、公共の福祉に寄与するとともに、事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県運輸事業振興助成補助金

① 内容

軽油引取税の税率引上げが、営業用のバス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制を図るため、協会が実施する次のような事業について補助金を交付する。

- ・交通安全・事故防止対策（ドライブレコーダー・バックモニター装置等導入助成、ドライバー安全教育研修会の開催等）
- ・環境保全対策（低公害車導入助成、エコドライブ研修会の開催等）
- ・貨物自動車運送適正化事業（巡回指導、街頭パトロールの実施等）
- ・緊急・救援輸送対策（緊急物資の輸送体制整備、防災訓練参加等）
- ・(公社)全日本トラック協会への出捐

② 補助金額 101,838千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

4	団体名	一畑電車沿線地域対策協議会	所管課	交通対策課
---	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和48年11月26日

(2) 設立目的

一畑電車の沿線地域における交通を確保し、あわせて当該地域の開発整備について総合的な調整をはかり、もって地域の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 一畑電車沿線地域対策協議会運営費負担金

① 内容

団体の運営に要する経費を負担する。

② 負担金額 205千円

イ 一畑電車沿線地域対策協議会基盤設備維持事業負担金

① 内容

一畑電車（株）が実施する線路、電路、車両の維持、修繕、更新に要する経費を団体が補助するために要する経費を負担する。

② 負担金額 115,566千円

ウ 一畑電車沿線地域対策協議会安全輸送設備等整備事業負担金

① 内容

一畑電車（株）が実施する安全性向上に資する設備（営業路線に係る信号保安設備、保安通信設備、防護設備、停車場設備、線路設備、電路設備、変電所設備、車両設備等）の整備に要する経費（国が直接補助する額を除く。）を団体が補助するために要する経費を負担する。

② 負担金額 56,708千円

エ 一畑電車沿線地域対策協議会利用促進事業負担金

① 内容

一畑電車（株）が実施する利用促進事業（イベント列車の運行）に要する経費を団体が助成するために要する経費及び「一畑電車活性化協議会」の運営に要する経費を団体が負担するために要する経費を負担する。

② 負担金額 1,300千円

オ 一畑電車沿線地域対策協議会特別支援事業負担金

① 内容

一畑電車の運行に要する経費（人件費・動力費）の一部を団体が一畑

電車（株）へ交付するために要する経費を負担する。

② 負担金額 25,220千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

一畑電車への支援

一畑電車沿線地域対策協議会は、平成18年度以降、インフラ所有権を移転しない上下分離方式に基づき施設整備の支援を行ってきた。

また、平成23年度からは「一畑電車支援計画（平成23～令和2年度）」に基づき、新型車両の導入など鉄道施設（線路・電路・車両）の整備に係る支援や、定期券の購入助成など利用促進に対する支援等を行ってきた。

令和3年度からは、これまでの取組の検証結果等を踏まえ、支援対象を長期サイクルでの大規模投資を要するものに特化した「一畑電車支援計画（令和3～7年度）」を策定し、支援を継続しているところである。

一畑電車の年間利用者は、これまでの取組や一畑電車（株）の利用促進に係る取組などにより、令和元年度は約145万人を記録したが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光等での利用者を中心に減少がみられる。

については、令和3年度からの支援計画に基づき、一畑電車に対し引き続き計画的な支援を行い、安全性や利便性の向上、乗り心地や輸送効率の改善等を図るとともに、一畑電車（株）や沿線自治体等とより一層の連携を図りながら、効果的な事業の実施に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

5	団体名	(公財) しまね文化振興財団	所管課	文化国際課 文化財課
---	-----	----------------	-----	---------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成9年3月17日

(2) 設立目的

世界に誇れる伝統的な文化芸術を育んできた島根県民の心豊かな潤いのある文化的生活を支え、未来へ継承していくために、広く県内の文化芸術に関する事業を行い、創造性豊かな活力ある地域社会と文化の香りに包まれた魅力ある島根の実現を通して、県民福祉の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 200,000千円 (県出資比率：100%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

音楽、演劇その他の芸術及び芸能等の振興、伝統芸能・伝統文化の継承、育成、歴史文化の調査研究等に関する事業や文化芸術活動を通じた次世代育成、県民の文化芸術活動・文化芸術団体への支援等に関する事業を実施している。

(2) 公の施設の指定管理

ア 島根県民会館 (所在地 松江市)

① 指定管理業務の内容

- ・会館の施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・会館を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
- ・会館の広報・利用促進に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務

② 指定期間 平成27年度～令和4年度

③ 指定管理料 255,090千円 (令和3年度)

イ 島根県芸術文化センター (グラントワ) (所在地 益田市)

① 指定管理業務の内容

- ・センターの施設及び設備の利用の許可に関する業務
- ・美術館の観覧料の徴収に関する業務
- ・施設等の維持管理に関する業務
- ・センターの広報・利用促進に関する業務
- ・センターを利用した文化事業の企画及び実施に関する業務

- ・芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する業務
- ② 指定期間 平成27年度～令和4年度
- ③ 指定管理料 369,875千円（令和3年度）

ウ 八雲立つ風土記の丘（所在地 松江市）

- ① 指定管理業務の内容
 - ・資料館の入館料の徴収に関する業務
 - ・風土記の丘の施設及び設備の維持管理並びに風土記の丘を構成する史跡の活用及び環境の保全に関する業務
 - ・資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する専門的な調査研究に関する業務
- ② 指定期間 平成27年度～令和4年度
- ③ 指定管理料 65,323千円（令和3年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指定管理施設の利用料金の設定が適当でないもの

島根県芸術文化センターの利用料金の設定にあたり、料金の算出処理に誤りがあり、条例で定める範囲を超えた料金設定を行っているものがあった。

イ 意見

① 利用料金の適切な設定

今後は団体が管理する指定管理施設の利用料金の設定を適切に行われたい。

② 石見地域における文化芸術振興

島根県芸術文化センターは、平成17年10月の開館以来、美術や音楽、演劇など質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供してきたが、令和3年11月から耐震改修工事のため大ホールと小ホールが休館となっている。

団体では、ホール休館期間が地域の文化的空白期間とならないよう、この機会に石見地域の市町ホールや学校等と連携し、当該市町で公演を開催するなど、地域における鑑賞機会の創出に取り組んでいる。

については、こうした取組を通して把握した地域のニーズや、関係機関等とのネットワークを活かし、令和5年5月予定の再開館後も石見地域の文化芸術拠点として、引き続き文化芸術の振興に努められたい。

(2) 所管課（文化国際課）

ア 改善等を要する事項

指定管理施設の利用料金の設定に係る承認手続きが適当でないもの

島根県芸術文化センターの利用料金の設定にあたり、団体から提出された利用料金の確認が不十分であり、条例で定める範囲を超えて設定された利用料金を承認していた。

イ 意見

利用料金の設定に係る適切な承認手続き

今後は指定管理施設の利用料金の承認手続きを適切に行われたい。

(3) 所管課（文化財課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

6	団体名	(公財)しまね自然と環境財団	所管課	自然環境課 環境政策課
---	-----	----------------	-----	----------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成3年7月1日

(2) 設立目的

島根県内の自然系博物館施設及び自然公園施設等の管理運営を通じ、自然公園の保護と利用の増進に資するとともに、地球環境保全、自然環境の保護及びその他の環境の保全に関する普及啓発事業等を行い、広く県民に対して環境の保全の重要性を訴え、もって島根県の環境の保全及び地域の振興に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 123,000千円 (県出資比率: 92.5%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

自然保護及び自然環境に関する調査研究・普及啓発事業、環境教育及び環境学習に関する事業、地球環境の保全に関する事業並びに自然資源の利用促進等を通じた地域振興事業を実施している。

(2) 補助金

ア みんなで取り組む島根の環境づくり事業補助金

① 内容

財団が行う環境保全活動の推進事業等を支援することにより、環境の保全とより良い環境の創造に関する県民意識の高揚を図るとともに、地域における自発的な活動の推進と活性化を図る。

② 補助金額 36,952千円

(3) 公の施設の指定管理

ア 三瓶自然館(サヒメル)及びその附属施設(所在地 大田市)

① 指定管理業務の内容

- ・三瓶自然館及びその附属施設の施設及び設備の管理運営に関する業務
- ・自然保護に関する普及啓発及び調査研究に関する業務
- ・環境学習の推進に関する業務

② 指定期間 平成27年度～令和4年度

③ 指定管理料 304,731千円(令和3年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

(2) 所管課（自然環境課）

ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

(3) 所管課（環境政策課）

ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

7	団体名	(公財)島根県障害者スポーツ協会	所管課	スポーツ振興課
---	-----	------------------	-----	---------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和54年5月7日

(2) 設立目的

障がい者がスポーツ活動を通じた健康の増進と自立意欲の向上を図ることにより、障がい者の社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 194,719千円 (県出資比率：78.4%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

障がい者のスポーツ活動の振興、障がい者のスポーツ活動に関する調査研究、広報啓発及び障がい者のスポーツ活動の支援者育成に必要な事業を実施している。

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

島根かみあり全スポの開催に向けた機運醸成と諸準備

島根県障害者スポーツ協会は、障がい者スポーツの普及・振興を図る県内の中核的な団体である。

現在、令和12年に本県で開催される第29回全国障害者スポーツ大会(愛称：島根かみあり全スポ)を見据えて、県障がい者スポーツ大会の開催、障がい者スポーツ指導員の養成、強化選手の育成などに取り組んでいるが、団体からは、参加選手や指導者の確保が十分ではない状況と聞いている。

については、島根かみあり全スポの開催を契機として、障がい者スポーツ普及の機運醸成を図るとともに、関係機関、諸団体、県関係課などとも十分な協議・調整の上、選手、指導者等の養成をはじめとした諸準備に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

島根かみあり全スポの開催に向けた諸準備

島根かみあり全スポの開催を契機として、県民が障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与し、もって誰でも等しく生活できる共生社会の実現が期待されている。

については、団体に対する意見で述べたように、着実に準備作業を行う必要があり、県健康福祉部や県教育委員会などとも連携を密にして、島根かみあり全スポの開催に向け諸準備に努められたい。

8	団体名	島根県歯科技術専門学校	所管課	医療政策課
---	-----	-------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和52年12月23日

(2) 設立目的

歯科衛生士及び歯科技工士になろうとする者に必要な知識技能を授け、その特性を涵養する。

(3) その他

設置者は、（一社）島根県歯科医師会である。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県歯科技術専門学校運営費補助金

① 内容

島根県歯科技術専門学校における教育内容の充実と向上を図り、医療機関における歯科技術者の不足の解消を図るため、歯科技工士養成所運営事業及び歯科衛生士養成所運営事業に係る経費を補助する。

② 補助金額 27,043千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

歯科衛生士の人材確保

県内では、高齢化の進展に伴い、施設や在宅での口腔ケアの需要が高まっている。

一方、歯科診療所では、特に県西部や隠岐地区等において歯科衛生士が不足している。

このような状況に対応するため、本校においては、「県内指定地区出身在学学生支援制度」による学生への授業料助成や、勤務歯科衛生士や専門学校教員が高等学校で講話を行う歯科衛生士職業紹介事業を実施するなど、入学者の確保に努めてきた。

さらに、本校も参画する島根県歯科衛生士人材確保協議会においては、歯科衛生士をめぐる就業状況等を踏まえ、離職防止や復職支援に取り組ん

でいるところである。

については、高まる需要に対応するために、設置者たる（一社）島根県歯科医師会とともに、関係機関等との一層の連携を図り、歯科衛生士の人材確保に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

歯科衛生士の人材確保に向けた取組に対する支援

高齢化の進展に伴い、歯科衛生士に対する需要が高まっている。

こうした中、本校は高校訪問や歯科衛生士職業紹介事業の実施などにより入学生の定員確保や歯科衛生士の養成に一定の成果を上げている。

一方、本校からは、人材確保に向けて、歯科衛生士の役割の理解や必要性に対する県民の認知度をさらに高める必要があるという意見も聞かれたところである。

については、島根県も参画する島根県歯科衛生士人材確保協議会において、歯科衛生士の認知度向上を図るとともに、離職防止や復職支援などの取組を一層充実させ、必要な人材確保への支援に努められたい。

9	団体名	(一社)しまね縁結びサポートセンター	所管課	子ども・子育て支援課
---	-----	--------------------	-----	------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成28年4月1日

(2) 設立目的

結婚を望む独身者の出会い、結婚の支援を行う。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア しまね縁結びサポートセンター管理運営費補助金

① 内容

独身者の結婚したいという希望をかなえるため、行政、農林関係団体、商工関係団体及びボランティア団体などが連携して取り組むしまね縁結びサポートセンターの管理運営に要する経費に対して補助する。

② 補助金額 54,430千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

関係団体等との更なる連携

しまね縁結びサポートセンターは、結婚を望む独身者の出会いや結婚の支援を行うことを目的として、縁結びボランティア「はぴこ」による相談・出会いの場（お見合い）の提供や、市町村や企業等と連携した結婚支援、有料会員制コンピューターマッチングシステム「しまコ」の運用などの事業を展開しており、センター設立から令和3年度末までの成婚数の累計は424組となった。

しかしながら、令和3年度末の「はぴこ」の相談登録者数1,257名のうち町村の登録者は123名で全体の約10%、「しまコ」の登録者数603名のうち町村の登録者は39名で全体の約6%と極めて少ない状況となっている。

こうした中、センターでは、「しまコ」に自宅閲覧等の機能を追加し利便性の向上を図るなど、センターへの来所が難しい中山間離島地域の登録

者増に向けた取組を行ったところである。

独身者の結婚の希望をかなえるためには、センターだけではなく、行政や企業などが一体となって啓発や出会いの場の創出等の幅広い取組を進めることが効果的である。

については、県や市町村のほか、センターの正会員^(*1)、しまね縁結びサポート企業^(*2)、及びしまね縁結び応援団^(*3)等とこれまで以上に連携を密にして、効果的な事業実施に取り組まれない。

(* 1) 正会員

センターの事業目的に賛同し入会した企業・団体

(* 2) しまね縁結びサポート企業

結婚を希望する従業員の出会いや結婚を応援する企業・団体として、島根県に登録した企業等。登録企業はセンターや市町村等が実施する結婚支援事業を従業員に情報提供するなどの支援を行う。

(* 3) しまね縁結び応援団

独身者に対し出会いの場となるイベントを実施する企業・団体としてセンターに登録した企業等。企業等の特性を活かし自ら出会いの場を企画・運営する。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

しまね縁結びサポートセンターの運営支援

団体意見で述べたように、独身者の結婚の希望をかなえるためには、センターだけではなく、行政や企業などが一体となって啓発や出会いの場の創出等の幅広い取組を進めることが肝要である。

については、センターが効果的な事業実施や調整機能が発揮できるよう、今後とも運営状況等を的確に把握し、必要な支援を行われたい。

10	団体名	(公財)しまね農業振興公社	所管課	農業経営課 農地整備課
----	-----	---------------	-----	----------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和45年8月1日

(2) 設立目的

島根県農業の発展に必要な農用地の利用の効率化及び高度化、農業の担い手の確保育成、農業の生産基盤の整備及び農業構造の改善等を図り、もって島根県農業の振興及び農村社会の発展並びに国土の有効利用に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 1,000千円 (県出資比率: 0.4%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 21世紀新農業担い手育成確保事業費補助金

① 内容

島根の農業を担う優れた新規就農者の育成・確保を目的として、就農志向段階から新規就農及び就農初期の段階まで幅広い支援を行うために公社が実施する就農相談・支援活動事業等に必要な経費を補助する。

② 補助金額 15,641千円

イ 新規就農者確保・育成事業費補助金

① 内容

新規就農者の育成・確保を図るため、公社が実施する就業プランナーの配置、県農業のPR強化に必要な経費を補助する。

② 補助金額 13,611千円

ウ 中海干拓農地保有合理化促進事業補助金

① 内容

中海干拓農地(揖屋・安来地区)の速やかかつ円滑な売渡しを行うため、公社が実施する売渡し・貸付け等による利用促進及び体制整備に要する経費、農家の農地取得の負担軽減のための営農助成金交付に必要な経費、農地の維持管理等に要する経費を補助する。

② 補助金額 15,109千円

(2) 貸付金

ア しまね農地保有合理化資金貸付金

① 内容

農業の担い手へ農地を利用集積するため、公社が実施する農地保有合理化事業に必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

令和2年度末残高	0千円
令和3年度貸付額	30,000千円
令和3年度返済額	30,000千円
令和3年度末残高	0千円

イ 島根県就農支援資金貸付金

① 内容

青年農業者等の育成を図るため、公社が実施する認定就農者に対する就農研修資金、就農準備資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

令和2年度末残高	10,806千円
令和3年度貸付額	0千円
令和3年度返済額	2,261千円
令和3年度末残高	8,545千円

ウ 中海干拓地貸付金

① 内容

中海干拓農地（揖屋・安来地区）について、公社が平成元年9月28日に金融機関から借り入れた中海干拓事業負担金の一括償還に係る資金を貸し付ける。

② 貸付金額

令和2年度末残高	1,334,369千円
令和3年度貸付額	0千円
令和3年度返済額	40,000千円
令和3年度末残高	1,294,369千円

(3) 損失補償

ア 農地中間管理機構特例事業に係る損失補償

① 内容

公社が農地中間管理機構の特例事業を実施するため、（公社）全国農地保有合理化協会から資金を借り入れるに当たり損失補償を行う。

② 令和3年度末損失補償債務残高 17,929千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

① 農地中間管理事業への適切な対応

都道府県ごとに農地中間管理機構を設置し、小規模な農地や分散している農地を集めて、意欲ある農業者（農家や法人）に貸し出す仲介役を担わせる制度として、平成26年度に創設された農地中間管理事業については、しまね農業振興公社が「農地中間管理機構」として島根県から指定を受けて事業を実施している。

本事業によって公社管理農地は、平成28年度末の2,196.7haから令和3年度末の6,870.0haへと年々増加しており、これらの管理に係る事務は今後とも増加していくことが見込まれる。

については、引き続き体制整備や外部委託等、円滑な業務の実施に向けた検討を行い、適切な対応に努められたい。

② 中海干拓農地の未利用地の解消、経費の縮減等

中海干拓農地の売渡し等に当たっては、農地価格を据え置くとともに、売渡支援制度や長期貸付制度のPR等、新規就農希望者や農外企業等に対する働きかけを進めてきた。

こうした取組により、公社取得面積276.7haのうち、令和3年度末の売渡済面積は234.9ha（84.9%）、長期貸付面積は36.9ha（13.3%）となり、未利用地（公社管理農地）の解消も図られつつある。

については、貸付契約の更新時に取得を促すなど、引き続き関係機関と連携し干拓農地の売渡しに努められたい。

また、売渡しが困難な場合においても、引き続き貸付等を進めることにより未利用地の解消を図るとともに、農地の維持管理費や利用促進に係る経費の縮減方策についても検討されたい。

(2) 所管課（農業経営課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

農地中間管理事業への適切な対応

公社に対する意見で述べたように、農地中間管理事業の円滑な実施について、公社との連携を密にして適切な対応に努められたい。

(3) 所管課（農地整備課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

中海干拓農地の未利用地の解消、経費の縮減等

公社に対する意見で述べたように、売渡し、貸付等による未利用地の解消、維持管理等に係る経費の縮減について、公社との連携を密にして適切な対応に努められたい。

1 1	団体名	(公財) 島根県みどりの担い手育成基金	所管課	林業課
-----	-----	---------------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成5年3月22日

(2) 設立目的

島根県内において森林整備に従事する者の確保・育成に関する事業を行い、森林の整備が適切に行われることにより、県土の保全、水資源の確保、地球温暖化防止等の森林の有する公益的機能の維持・増進、うるおいと活力ある県民生活の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 1, 299, 582千円 (県出資比率: 88.4%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

島根県内の林業労働力の安定的確保及び若い担い手の育成を図ることを目的として、森林組合等県内林業事業体を対象に人材育成事業、労働安全管理事業、雇用改善事業に係る各種助成事業を実施している。

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

12	団体名	(一財)くにびきメッセ	所管課	商工政策課
----	-----	-------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成3年9月26日

(2) 設立目的

国際・国内学会をはじめとする各種会議や大会・総会、見本市及び展示会並びにスポーツ大会等（コンベンション）の誘致、開催支援を行い、県内産業の振興と地域の活性化、文化の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 515,007千円（県出資比率：63.7%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

コンベンションの誘致及び支援に関する事業を実施している。

(2) 補助金

ア 島根県学会・コンベンション開催支援事業費補助金

① 内容

県内へのコンベンションの誘致を促進するため、財団が行うコンベンション開催経費の助成について、その経費を補助する。

② 補助金額 5,330千円

(3) 公の施設の指定管理

ア 産業交流会館（くにびきメッセ）（所在地 松江市）

① 指定管理業務の内容

- ・会館の施設等の利用の承認に関する業務
- ・会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

② 指定期間 平成27年度～令和4年度

③ 指定管理料 44,375千円（令和3年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

13	団体名	(公社) 島根県観光連盟	所管課	観光振興課
----	-----	--------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年4月1日

(2) 設立目的

島根県における観光事業の健全な発達と振興を図るとともに、観光を通じて地域の活性化に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 公益社団法人島根県観光連盟補助金

① 内容

団体の運営費及び事業費の一部を補助し、本県の観光事業の振興を図る。

② 補助金額 63,103千円

イ しまね観光誘客推進事業費補助金

① 内容

本県の観光振興に資することを目的として、観光客誘致を促進するための情報発信及び魅力ある観光地づくりに向けた地域の取組等の支援に要する経費を補助する。

② 補助金額 135,420千円

(2) 負担金

ア 島根県観光客誘致促進共同事業負担金

① 内容

県、市町村、民間団体が一体となった観光振興を促進するために、団体が実施する事業に要する経費の一部を負担する。

② 負担金額 9,000千円

イ 縁結びブランド誘客促進事業負担金

① 内容

令和2年度末に解散した「神話の国 縁結び観光協会」の事業について、団体が引き継いで実施するに当たり、事業に要する経費の一部を負担する。

② 負担金額 10,150千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項
指摘事項なし

14	団体名	石見観光振興協議会	所管課	観光振興課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成12年10月11日

(2) 設立目的

石見地域全域の魅力アップと集客力の向上を目指し、観光産業関係者間の連携の促進を図り、石見地域の観光振興と地域の活性化に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 石見神楽振興事業費補助金

① 内容

本県の観光誘客に資することを目的として、石見地方を代表する郷土芸能「石見神楽」の振興に必要となる地域の取組等の支援に要する経費を補助する。

② 補助金額 15,892千円

イ しまね観光誘客推進事業費補助金

① 内容

本県の観光振興に資することを目的として、観光客誘致を促進するための情報発信及び魅力ある観光地づくりに向けた地域の取組等の支援に要する経費を補助する。

② 補助金額 38,173千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

15	団体名	(独)日本貿易振興機構島根貿易情報センター	所管課	しまねブランド推進課
----	-----	-----------------------	-----	------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和33年7月25日

(2) 設立目的

我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与する。

(3) その他

令和4年4月1日に(独)日本貿易振興機構松江貿易情報センターから名称変更した。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金

① 内容

センターの事業活動を支援することにより、県内企業の海外取引を促進し、本県産業の振興を図る。

② 補助金額 16,437千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

16	団体名	浜田港振興会	所管課	しまねブランド推進課
----	-----	--------	-----	------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成6年2月22日

(2) 設立目的

浜田港の振興を図るため、必要な情報収集活動、ポートセールス活動、広報宣伝活動、港湾諸施設の整備を促進し、もって島根県及び地域の発展に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 浜田港振興会負担金

① 内容

浜田港の利活用促進を図るため、県内外の企業・船社訪問等ポートセールス活動、国際定期コンテナ航路の利用促進及びクルーズ客船誘致等に取り組む浜田港振興会の運営に係る経費を負担する。

② 負担金額 62,266千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

17	団体名	(公財) しまね産業振興財団	所管課	しまねブランド推進課 産業振興課 中小企業課 雇用政策課
----	-----	----------------	-----	---------------------------------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成11年3月9日

(2) 設立目的

県内産業の高度化及び新たな産業の育成を促進し、本県産業の活性化と県民の福祉向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 146,196千円 (県出資比率: 100%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

県内企業の競争力強化・技術力向上を支援する事業、県内企業の製品及び技術の販路開拓や販路拡大を支援する事業並びに県内情報産業の競争強化を支援する事業を実施している。

(2) 補助金

ア しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金

① 内容

団体が産業の高度化と新産業の創出を目指して行う企業支援活動を円滑に進めるために造成された基金に対して補助する。

② 補助金額 519,014千円

イ 公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金

① 内容

団体の安定した運営を図るため、その業務遂行に必要な人件費及び事務費を補助する。

② 補助金額 281,830千円

(3) 貸付金

ア 小規模企業者等設備貸与資金貸付金

① 内容

従業員20人以下の小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与するため、団体が行う小規模企業者等設備貸与事業に必要な資金

の一部を貸し付ける。

② 貸付金額

令和2年度末残高	39,356千円
令和3年度貸付額	0円
令和3年度返済額	33,020千円
令和3年度末残高	6,336千円

イ 島根県単中小企業設備貸与資金貸付金

① 内容

従業員数300人以下の中小企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与するため、団体が行う島根県単中小企業設備貸付事業に必要な資金の一部を貸し付ける。

② 貸付金額

令和2年度末残高	497,617千円
令和3年度貸付額	200,000千円
令和3年度返済額	75,602千円
令和3年度末残高	622,015千円

(4) 損失補償

ア 小規模企業者等設備貸与事業に係る損失補償

① 内容

小規模企業者等設備貸与事業に関して、団体の受ける貸与設備代金相当額に係る損失について補償する。

② 令和3年度末損失補償債務残高 35,595千円

イ 島根県単中小企業設備貸与事業に係る損失補償

① 内容

島根県単中小企業設備貸与事業に関して、団体の受ける貸与設備代金相当額に係る損失について補償する。

② 令和3年度末損失補償債務残高 706,942千円

(5) 公の施設の指定管理

ア 産業高度化支援センター（テクノアークしまね）（所在地 松江市）

① 指定管理業務の内容

- ・センターの使用料の徴収に関する業務
- ・センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

・センターの施設及び設備で知事が定めるものの維持管理に関する業務

- ② 指定期間 令和2年度～令和6年度
- ③ 指定管理料 233,029千円（令和3年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課（しまねブランド推進課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(3) 所管課（産業振興課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(4) 所管課（中小企業課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(5) 所管課（雇用政策課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

18	団体名	東出雲町商工会	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和35年12月8日

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 25,788千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

20	団体名	桜江町商工会	所管課	中小企業課
----	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和35年10月1日

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 19,196千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

21	団体名	石央商工会	所管課	中小企業課
----	-----	-------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日（浜田市国府、金城町、旭町、
弥栄村、三隅町の各商工会が合併）

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 71,266千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

23	団体名	(一財) 島根県建築住宅センター	所管課	建築住宅課
----	-----	------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和49年7月13日

(2) 設立目的

建築物に関する安全性の確保及び適正な維持管理を推進することにより、地域住民の生命、健康及び財産の保護を図るとともに、住宅に関する知識技術の啓発、普及等の住宅に関する各種の事業を実施し、県民の福祉の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 1,000千円 (県出資比率: 20%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業費補助金

① 内容

安全で安心して生活できる良質な住宅ストックを形成するため、県内の既存住宅の所有者に、バリアフリー改修、子育てに資する改修に要する工事費の一部を助成する事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 167,300千円

イ しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業費補助金(新型コロナウイルス感染症対策追加分)

① 内容

安全で安心して生活できる良質な住宅ストックを形成するため、県内の既存住宅の所有者に、新型コロナウイルス感染防止等対応を併せて行うバリアフリー改修、子育てに資する改修に要する工事費の一部を助成する事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 243,499千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

令和4年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告書

令和5年3月発行

島根県監査委員

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県監査委員事務局

TEL (0852) 22-6651 FAX (0852) 22-6212

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス kansa@pref.shimane.lg.jp